

## 平成16年度D P F等導入事業に係る補助金の執行の取扱いについて

平成16年度低公害車普及促進対策費補助金のうちディーゼル微粒子除去装置（D P F、酸化触媒その他の軽油を内燃機関の燃料とする自動車から排出される粒子状物質を減少させる装置。以下「装置」という。）の導入事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成16年3月26日付け国道環調第24号、国自総第545号、国自貨第154号、国自環第273号。以下「要綱」という。）に基づくもののはか、以下のとおり取り扱うものとする。  
なお、以下の取扱いは、今後、必要に応じ見直しを行うものとする。

### 1. 申請受付時期

補助金の申請受付は、以下の期間内に実施する。

(1) 第1回申請受付期間・・・平成16年4月20日（火）～5月29日（金）

(2) 第2回申請受付期間・・・平成16年9月13日（月）～10月29日（金）

(3) なお、第2回申請受付以降については、申請状況等により、追加的な申請受付期間の設定等を行う場合がある。

### 2. 地域毎の状況に応じた申請受付

(1) 申請受付は、各地方運輸局管轄ブロック毎の状況に応じた取扱い（以下「申請枠」という。）により行うものとする。

(2) 各地方運輸局においては、各々の申請枠の金額の範囲内で申請受付を実施する。

(3) 上記1. の期間内であっても、申請枠の金額に達した日の翌日（又は達すると予想される日）以降の申請受付は実施しない。

(4) 申請枠の金額に達しない場合であっても、上記1. の期間が終了した時点で申請受付は終了する。

(5) 申請受付分のうち申請枠の金額に達した日に申請受付したものについては、当該申請受付においては不交付の扱いとする。

### 3. 申請対象・交付決定にあたっての条件

#### (1) 申請対象

第2回申請受付については、平成17年1月31日（月）までに装置の装着を完了しようとする者であって、装着しようとする装置についてメーカーに対し予約申込みを行っているものを対象に申請受付を実施する。

#### (2) 交付決定にあたっての条件

- ①交付決定を受けた者は、交付決定通知書の期日から1か月以内に、補助対象事業に係る補助対象装置の正式発注を行った旨を示す証明書を地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に提出すること。
- ②上記①の証明書の提出が所定の期日までに実施されなかった場合は、交付決定の取消し（交付決定を受けた者による交付申請の取り下げを含む。以下同じ。）を行うものとする。
- ③上記②の交付決定の取消しを受けた者については、次回の申請受付以降の補助金の交付決定は行わないものとする。

### 4. 補助対象事業者等

#### (1) 補助対象事業者

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内においてその保有する車両を走行させる大型ディーゼル車を保有する者（自動車検査証（以下「車検証」という。）に記載されている所有者又は使用者をいう。）

#### (2) 補助対象経費

装置の価格（装着費用を含む。）

#### (3) 補助率

1／4以内（ただし、5.に定める補助限度額以内）

#### (4) 補助対象装置

国又は地方公共団体の認定を受けた装置であって、新短期規制（平成15、16年規制）相当レベルまで粒子状物質を低減すると認められるもの  
※別添1「補助対象装置一覧」を参照。

#### (5) 装置の装着の対象となる車両

下記の使用過程にある大型ディーゼル車とする。

- ①車検証の用途区分が「乗合」であって、乗車定員が30人以上の初度登録日が平成2年10月1日から平成16年3月31日までの自動車
- ②車検証の用途区分が「乗合」であって、乗車定員が11人以上30人未満の初度登録日が平成4年10月1日から平成16年3月31日までの自動車

- ③車検証の用途区分が「貨物」であって、車両総重量が8トン以上の初度登録日が平成5年10月1日から平成16年3月31日までの自動車
- ④車検証の用途区分が「特種」であって、乗車定員が11人以上又は車両総重量が8トン以上の初度登録日が平成4年10月1日から平成16年3月31日までの自動車

## 5. 補助限度額の設定

補助金の額については、補助限度額を下記のとおり設定する。補助金の交付決定にあたっては、補助限度額が補助対象経費に補助率（1／4）を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）より少ない場合は補助限度額以内とする。

### （1）第2回申請受付

- ・D P F : 25万円
- ・酸化触媒 : 10万円

## 6. 補助対象装置の財産処分制限期間

補助金の交付を受けて取得した補助対象装置（以下、「取得財産」）については、下記期間内に国土交通大臣の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできない。

財産処分制限期間 : 補助対象装置の装着が完了した日の属する月の末日から1年間が経過する日の前日まで

## 7. 交付申請手続き

### （1）交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類（以下「交付申請書等」という。）は、以下のとおりとする。

- ①第1号様式の3
- ②第1号様式の3別紙1
- ③第1号様式の3別紙2
- ④補助対象経費に係る見積書の写し
- ⑤地方公共団体等の負担を証する書類（添付することが困難な場合には、確約書）
- ⑥ディーゼル微粒子除去装置予約証明書（装置メーカー又は自動車メーカーの発行したものに限る。）
- ⑦振込先調書
- ⑧当該交付申請車両の車検証

- ⑨登記簿謄本（個人の場合は、住民票）
- ⑩直近の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は、確定申告書等）  
※一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者にあっては、⑨及び⑩の書類を省略することできる。

## （2）提出窓口

- ①交付申請書等の提出は、申請を行おうとする者の所在地を管轄する地方運輸局（以下「管轄運輸局」という。）に対して執務時間内に行うものとする。  
※別添2「地方運輸局・運輸支局一覧」を参照。
- ②上記①の交付申請書等の提出は、申請を行おうとする者又はその代理の者が管轄運輸局の窓口まで出頭して行うものとする。  
ただし、これにより難い場合は、管轄運輸局に相談の上、その指示に従うものとする。なお、出頭以外の方法によった場合は、書類の不備等により交付申請書等を受理できないことがある。

## 8. 交付決定手続き

### （1）交付決定

上記7. により提出された交付申請書等を審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合は、予算の範囲内において交付決定を行う。なお、補助対象事業者に対する交付決定通知は、管轄運輸局から行うものとする。

### （2）交付決定にあたっての条件

上記8.（1）の交付決定にあたっては、上記3.（2）に定める条件その他必要な条件を付すものとする。

## 9. 装置受注証明書の手続き

### （1）補助対象装置を発注した旨を証明する書類の提出

上記8. の交付決定を受けた者は、交付決定通知書の期日から1か月以内に、補助対象事業に係る補助対象装置の正式発注を行った旨を証明する、「ディーゼル微粒子除去装置受注証明書（装置メーカー又は自動車メーカーの発行したものに限る。以下「証明書」という。）」を管轄運輸局に提出するものとする。

## (2) 証明書提出後における装置の変更

証明書を管轄運輸局に提出後、装着しようとする補助対象装置の内容を再度変更する場合は、要綱第8条の規定によるほか、その都度遅滞なく変更後の証明書を管轄運輸局に提出するものとする。

なお、補助対象装置の変更に伴い、補助対象経費が交付決定された額を超える場合であっても、交付決定された額を限度とする。

## 10. 実績報告手続き

### (1) 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類（以下「実績報告書等」という。）は、以下のとおりとする。

- ①第11号様式の3
- ②第11号様式の3別紙
- ③補助対象経費に係る請求書の写し
- ④補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出）
- ⑤地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は額の確定書等を添付すること。）
- ⑥装置の装着を証明する書類（メーカー等のディーゼル微粒子除去装置装着証明書）
- ⑦第14号様式（補助金請求書）

### (2) 提出窓口

- ①実績報告書等の提出は、交付申請を行った管轄運輸局に対して執務時間内に行うものとする。

※別添2「地方運輸局・運輸支局一覧」を参照。

- ②上記①の実績報告書等の提出は、補助対象事業者又はその代理の者が管轄運輸局の窓口まで出頭して行うものとする。

ただし、これにより難い場合は、管轄運輸局に相談の上、その指示に従うものとする。なお、出頭以外の方法によった場合は、書類の不備等により実績報告書等を受理できないことがある。

## 11. 額の確定手続き

上記10. により提出された実績報告書等を審査の上、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額の確定を行う。なお、補助対象事業者に対する額の確定通知は、管轄運輸局から行うものとする。

## 補助対象装置(DPF)一覧

平成16年8月9日現在

メーカー名	装置の名称及び型式等	備考
株式会社コモテック	モコピー 外部電源再生式DPF<ZK>	
	モコピー カセット式DPF<CT>	
	カセット式DPF再生装置<RE>	
	モコピー カセット式DPF<CZ>	
	モコピー強制再生式DPF<FA>	
	CRT-TSS SOW-301B CRT-TSS SOW-301D	平成元年規制以前適合車(U-, P-, N-, K-, W-)は対象外
株式会社ナブコ (エンゲルハート)	DPXTM DPX-F1012 DPX-F1014 DPX-F1112 DPX-F1114 DPX-F1215	
	粒子状物質低減装置 UCS-05BX UCS-05DX UCS-10BX UCS-10DX UCS-10EX UCS-10FX UCS-20BX UCS-20DX	
	粒子状物質低減装置 DPM	
	ガスバー GP-050 GP-100 GP-200 GP-1000 GP-2000 GP-3000	
株式会社アベックス (株式会社アベックスADSカンパニー)	A PEX DPF 1シリーズ 2シリーズ 3シリーズ 4シリーズ 5シリーズ	
株式会社S&Sエンジニアリング	DBS型排気ガス浄化装置A1型	
有限会社イーグルトレーディング	粒子状物質低減フィルター Sシリーズ Nett500SF/SE Nett700SF/SE Nett900SF/SE Nett1000SF/SE Nett1050SF/SE Nett1100SF/SE Nett1200SF/SE Nett1500SF/SE Nett1800SF/SE Nett2000SF/SE	
国際農機株式会社	SOOTEX DPF マフラー RWNN OWN RN	
フタバ産業株式会社	フタバ粒子状物質減少装置 NA04 NA10 NA15 NA20 NA24	
オバーツ株式会社	M-DPF 2FB100 2FB150 2FB200 4FB150 4FB100(12V 仕様) 4FB200 6FB200(ターボ用)	○平成6年規制適合車(KC-)のうち、以下の原動機を搭載した車両は対象外 ・いすゞ自動車製 4JG2 ・日野自動車製 J05C, J07C, P11C, K13D ・日産ディーゼル工業製 ED35, TD27, FE6 (230PS, 260PS), PF6(390PS) ・三菱自動車製 4D36, 4D56 ・トヨタ自動車製 1KZ, 1HZ
株式会社マルワエンジニアリング	SK/MOBIS EnCPF DPF CPF-M1 CPF-H1 CPF-H103	
オーデン株式会社	O-DEN粒子状物質減少装置 ODP-S05 ODP-S06 ODP-S07 ODP-S08	
ジェイアールバス関東株式会社	自動連続再生マフラー JRC	
株式会社ケミカルオート	スマートバスターR 01シリーズ KAM-01-01 KAM-02-01 KAM-03-01 KAM-011-01 KAM-012-01	平成元年規制以前適合車(U-, P-, N-, K-, W-)は対象外
	スマートバスターR 02シリーズ KAM-01-02 KAM-02-02 KAM-03-02 KAM-011-02 KAM-012-02	
株式会社デプロ	デプロ排ガス浄化システム「W-I」 DP-I-4	
CA Tech Inc.	S-Cube(Soot Solving System) SC-060MB SC-100MB SC-150MB	

(注)

○上記の装置は、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱第3条第14号に基づき、国又は地方公共団体の認定を受けたもののうち新短期規制相当レベルまで粒子状物質を低減すると認められるものであり、具体的には、八都県市指定粒子状物質減少装置一覧(※)のうちカテゴリー3, 4, 5に該当するものに対応しています。なお、実際の補助にあたっては、装置装着対象車両等が補助要件に適合していることが必要となります。

○上記一覧に該当する装置であっても、当該装置を取り付けることができる自動車の範囲や条件(排出ガス規制区分、原動機型式、使用条件等)が限定されているものがあります。詳しくは、八都県市指定粒子状物質減少装置一覧([http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/dpf\\_site/iichiran/iichiran.print.pdf](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/dpf_site/iichiran/iichiran.print.pdf))をご確認願います。

○実際の装置装着の可否については、各メーカー(又はディーラー)にお問合せください。

## 補助対象装置(酸化触媒)一覧

平成16年8月9日現在

メーカー名	装置の名称及び型式等	備考
いすゞ自動車株式会社	粒子状物質減少装置 (PMキャタコンバータ) 897140417 897320633 897602284 122141006	
	粒子状物質減少装置 (PMキャタコンバータ) 897602285	
	粒子状物質減少装置 (PMキャタコンバータ) N001 F001 F002 C001	
トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム トヨタ BU68VH-1	
	酸化触媒システム トヨタ 4B-1	
	酸化触媒システム トヨタ L-1	
	酸化触媒システム トヨタ B-1	
	酸化触媒システム トヨタ H-1	○平成6年規制適合車(KC-)のうち、以下の原動機を搭載した車両は対象外 ・トヨタ自動車製 15B(過給機付)
	酸化触媒システム トヨタ H-2	○平成6年規制適合車(KC-)のうち、以下の原動機を搭載した車両は対象外 ・トヨタ自動車製 1HD(過給機付)
日野自動車株式会社	PM トラップ 6A 10A 22A	
	PM トラップ 6B 10C 10B 22C 22B	
日産ディーゼル工業株式会社	ニッサンディーゼル 粒子状物質減少装置(PMクリーナ) KK-KL-200530	
	ニッサンディーゼル 粒子状物質減少装置(PMクリーナ) KC-200540	
三菱ふそうトラック・バス株式会社	ME403959 ME403960	
	PM低減装置 MPR-L10 MPR-L20	
	MPR-L30 MPR-L31	
	MPR-L40	
	PM低減装置 MPR-C10 MPR-C20 MPR-C30 MPR-C40	
マツダ株式会社	粒子状物質減少装置 M-YJY1	
日産自動車株式会社	粒子状物質減少装置 VR800	
	粒子状物質減少装置 9D61	
株式会社ユニキヤット	PMC-04TS PMC-06TS PMC-10TS PMC-14TS PMC-14BW PMC-14BL PMC-27TS PMC-27BW PMC-27BL	○平成6年規制適合車(KC-)のうち、以下の原動機を搭載した車両は対象外 ・日産ディーゼル工業製 TD25 ・トヨタ自動車製 1HD, 3L
株式会社アベックス (株式会社アベックスADSカンパニー)	A' PEX CATA A' PEX CATA Mシリーズ A' PEX CATA Hシリーズ	
日発販売株式会社	粒子状物質減少装置 GPM-11 GPM-12 GPM-13 GPM-21 GPM-22 GPM-23 GPM-41 GPM-42 GPM-43	

(注)

○上記の装置は、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱第3条第14号に基づき、国又は地方公共団体の認定を受けたもののうち新短期規制相当レベルまで粒子状物質を低減すると認められるものであり、具体的には、八都県市指定粒子状物質減少装置一覧(※)のうちカテゴリー3, 4, 5に該当するものに対応しています。なお、実際の補助にあたっては、装置装着対象車両等が補助要件に適合していることが必要となります。

○上記一覧に該当する装置であっても、当該装置を取り付けることができる自動車の範囲や条件(排出ガス規制区分、原動機型式、使用条件等)が限定されているものがあります。詳しくは、八都県市指定粒子状物質減少装置一覧  
([http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/dpf\\_sitei/ichiran/ichiran.print.pdf](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/dpf_sitei/ichiran/ichiran.print.pdf))をご確認願います。

○実際の装置装着の可否については、各メーカー(又はディーラー)にお問合せください。

## 地方運輸局及び運輸支局一覧

別添2

平成16年8月9日現在

地区	運輸局・支局	住所	連絡先電話番号
北海道	北海道運輸局	札幌市中央区大通西10丁目（札幌第二合同庁舎）	011-290-2752
	札幌運輸支局	札幌市東区北28条東1丁目	011-731-7165
	函館運輸支局	函館市西桔梗町555-24	0138-49-5700
	室蘭運輸支局	室蘭市日の出町3-4-9	0143-44-4026
	帯広運輸支局	帯広市西19条北1-8-4	0155-33-3281
	釧路運輸支局	釧路市鳥取大通6-2-13	0154-51-2521
	北見運輸支局	北見市三輪23-2	0157-24-7581
	旭川運輸支局	旭川市春光町10-1	0166-51-5271
東北	東北運輸局	仙台市宮城野区鉄砲町1（仙台第四合同庁舎）	022-791-7534
	宮城運輸支局	仙台市宮城野区扇町3-3-15	022-235-2513
	福島運輸支局	福島市吉倉字吉田5-4	024-546-0342
	岩手運輸支局	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5	019-637-2912
	青森運輸支局	青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1506
	山形運輸支局	山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4714
	秋田運輸支局	秋田市泉字登木74-3	018-863-5814
関東	関東運輸局	横浜市中区北仲通5-57（横浜第二合同庁舎）	045-211-7256
	東京運輸支局	品川区東大井1-12-17	03-3458-9236
	神奈川運輸支局	横浜市都筑区池辺町3540	045-939-6803
	埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釣2154-2	048-624-6981
	群馬運輸支局	前橋市上泉町399-1	027-263-4422
	千葉運輸支局	千葉市美浜区新港198	043-242-7338
	茨城運輸支局	水戸市住吉町353	029-247-5249
	栃木運輸支局	宇都宮市八千代1-14-8	028-658-7013
北陸信越	山梨運輸支局	東八千代郡石和町唐柏1000-9	055-261-0882
	北陸信越運輸局	新潟市万代2-2-1	025-244-6114
	新潟運輸支局	新潟市東出来島14-26	025-285-3125
	長野運輸支局	長野市大字西和田428-1	026-243-5525
	富山運輸支局	富山市新庄町馬場82	076-423-6610
中部	石川運輸支局	金沢市入江3-153	076-291-7852
	中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-2-1（名古屋合同庁舎第一号館）	052-952-8044
	愛知運輸支局	名古屋市中区北江町1-1-2	052-351-5314
	静岡運輸支局	静岡市国吉田2-4-25	054-261-7622
	岐阜運輸支局	岐阜市日置江2648-1	058-279-3715
	三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1190-9	059-234-8412
近畿	福井運輸支局	福井市西谷1-1402	077-34-1602
	近畿運輸局	大阪市中央区大手前4-1-76（大阪合同庁舎第四号館）	06-6949-6454
	大阪運輸支局	寝屋川市高宮米町12-1	072-822-4374
	京都運輸支局	京都市伏見区竹田向代町37	075-681-9764
	神戸運輸監理部兵庫陸運部	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	078-453-1103
	奈良運輸支局	奈良市南京終町2-322-3	0742-61-6436
	滋賀運輸支局	守山市木浜町2298-5	077-585-7252
	和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4	073-422-2153
中国	中国運輸局	広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎四号館）	082-228-9141
	広島運輸支局	広島市西区鏡音新町4-13-13-2	082-233-9166
	鳥取運輸支局	鳥取市丸山町224	0857-22-4110
	島根運輸支局	松江市馬潟町43-3	0852-37-1319
	岡山運輸支局	岡山市藤原24-1	086-273-2114
	山口運輸支局	山口市宝町1-8	083-922-5398
四国	四国運輸局	高松市松島町1-17-33（高松第2地方合同庁舎）	087-835-6369
	香川運輸支局	高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1355
	徳島運輸支局	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4813
	愛媛運輸支局	松山市森松町1070	089-956-1561
	高知運輸支局	高知市大津乙1879-1	088-866-7313
九州	九州運輸局	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2546
	福岡運輸支局	福岡市東区千早3-10-40	092-673-1196
	長崎運輸支局	長崎市中里町1368	095-839-4749
	大分運輸支局	大分市大洲浜1-1-45	097-558-2577
	佐賀運輸支局	佐賀市若楠2-7-8	0952-30-7274
	熊本運輸支局	熊本市東町4-14-35	096-369-3130
	宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	0985-51-3958
	鹿児島運輸支局	鹿児島市谷山港2-4-1	099-261-9194
沖縄	沖縄総合事務局	那霸市前島2-21-7	098-862-1453